令 和 5 年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会

令和５年８月24日

令和５年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会会議録

令和５年８月24日（木曜日）

（　目次　）

議事日程・場所……………………………………………………………………………………1
付議事件……………………………………………………………………………………………1
出席議員の氏名……………………………………………………………………………………2
説明のため出席した者の職氏名…………………………………………………………………2
職務のため出席した者の職氏名…………………………………………………………………2
臨時議長の選出……………………………………………………………………………………3
開会…………………………………………………………………………………………………3
広域連合長開会挨拶………………………………………………………………………………3
仮議席の指定………………………………………………………………………………………4
議長の選挙…………………………………………………………………………………………4
副議長の選挙………………………………………………………………………………………5
議会運営委員会委員の選任………………………………………………………………………5
休憩…………………………………………………………………………………………………6
再開…………………………………………………………………………………………………6
正副委員長互選の報告……………………………………………………………………………6
議席の指定…………………………………………………………………………………………6
会議録署名議員の指名……………………………………………………………………………6
会期の決定…………………………………………………………………………………………7
諸般の報告
　・例月出納検査（令和４年12月分から令和５年４月分まで）の結果について…………7
一般質問
　・白井正子議員……………………………………………………………………………………7
　・上地広域連合長…………………………………………………………………………………9
報告第１号　令和４年度債権放棄の報告について
　・青木事務局長……………………………………………………………………………………10
議案上程
認定第１号　令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
　提案理由説明
　・青木事務局長……………………………………………………………………………………10
　反対討論
　・白井正子議員……………………………………………………………………………………11
　採決………………………………………………………………………………………………12
認定第２号　令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
　提案理由説明
　・青木事務局長……………………………………………………………………………………12
　議案関連質疑
　・白井正子議員……………………………………………………………………………………13
　・上地広域連合長…………………………………………………………………………………14
　採決………………………………………………………………………………………………15

同意第２号　神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めること
について
　提案理由説明
　・青木事務局長……15
　採決……15
陳情第２号　従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情
　議会運営委員会へ付託……16
休憩……16
再開……16
　委員長報告……16
　賛成討論
　・伊波俊之助議員……17
　反対討論
　・白井正子議員……17
　採決……18
閉会中継続審査……18
議決事件の字句及び数字等の整理……18
広域連合長閉会挨拶……18
閉会……19
議決結果……20
会議録署名……20

（　資料　）
・議案書
・議案説明資料
・歳入歳出決算書及び附属書類
・主要施策の成果説明書
・歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書
・議場配付資料①
・議場配付資料②

○議事日程・場所

令和５年８月24日　午後２時30分　開会

於：かながわ労働プラザ　３階多目的ホール

日程第　１．臨時議長の選出

日程第　２．広域連合長挨拶

日程第　３．仮議席の指定

日程第　４．選挙第２号　議長の選挙

日程第　５．選挙第３号　副議長の選挙

日程第　６．神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第　７．議席の指定

日程第　８．会議録署名議員の指名

日程第　９．会期の決定

日程第 10．諸般の報告

日程第 11．一般質問

日程第 12．報告第１号　令和４年度債権放棄の報告について

日程第 13．認定第１号　令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 14．認定第２号　令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15．同意第２号　神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 16．陳情第２号　従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情

日程第 17．（追加）閉会中継続審査

○付議事件

認定第１号　令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号　令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

同意第２号　神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて

陳情第２号　従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情

○出席議員（18人）

１番	伊波　俊之助	11番	葉山　なおし
２番	長谷川　琢磨	12番	古内　明
３番	久保　和弘	13番	花田　慎
４番	髙橋　正治	16番	大山　学
５番	谷田部　孝一	17番	宇田川　希
６番	伊藤　くみこ	18番	荻原　健司
７番	白井　正子	19番	田村　俊二
８番	加藤　孝明	20番	山田　成宣
９番	春　孝明		
10番	飯田　満		

○説明のため出席した者

広域連合長	上地　克明
事務局長	青木　一広
企画課長	海老塚　孝之
保健事業担当課長	浅野　智子
資格保険料課長	今井　ゆき
給付課長	増島　儀行

○職務のため出席した者

書記長	光山　秀秋
書記	後藤　伸一
書記	佐藤　千鶴
書記	岡本　良
書記	森田　翔子

午後２時30分開会

【臨時議長の選出】

〇事務局長（青木　一広君）

皆さま、こんにちは。事務局長の青木でございます。

定刻となりましたので、お手元に配付しました議場配付資料①の１ページの議事日程表第１号より、日程第１、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、当広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます田村俊二議員に臨時議長をお願いいたします。それでは田村議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

〇臨時議長（田村　俊二君）

皆さま、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、田村俊二でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。それでは、着座のまま議事を進めたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

ただいまの出席議員は、18名で、定足数に達しております。

なお、事前に菊池俊一議員及び小菅基司議員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。

ただいまから、令和５年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を開会いたします。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めておりますので、御報告いたします。議場配付資料①の１ページの議事日程表第１号により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長開会挨拶】

〇臨時議長（田村　俊二君）

それでは、日程第２、広域連合長挨拶を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

上地広域連合長。

〇広域連合長（上地　克明君）

広域連合長の上地でございます。本定例会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

まずは本日、議員の皆さま方におかれましては、お暑い中、当広域連合議会定例会への御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ぜひ本日は、それぞれの自治体で培われた、皆さまの知見をお借りしながら、実りある定例会としたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げる次第です。

３年余りにわたった新型コロナウイルス感染症の脅威も、５月には感染症法上の位置づけが５類に移行し、一定の目途を見るようになりました。

最近では、各地で４年ぶりとなるお祭りや花火大会などが開催され、にぎわいが戻ってきており、大変うれしく思っています。

一方で、人流が戻ってきていることから、コロナも一部で感染者が増加しており、また、先日には台風６号７号と、立て続けに台風が日本列島を襲い、西日本を中心にその対応に追われるなど、まだまだ新しい元の生活が軌道にのるまでに、もう少し時間がかかるように思います。

さて、この間の、社会保障制度の変遷に目を向けますと、国においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法がこの５月に成立しました。

この中には、当然、後期高齢者医療制度に、影響を及ぼすものが含まれていますので、今後、国から発出される通知等を注視し、適切に対応するとともに、本広域連合としましても、国や県、市町村との連携を密にしながら、これからも被保険者の皆さまが、日々の暮らしを、安心して送っていただけるよう、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に、努めてまいりたいと存じます。

本日の議会定例会では、令和４年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【仮議席の指定】

〇臨時議長（田村　俊二君）

これより会議に入ります。

日程第３、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

〇臨時議長（田村　俊二君）

次に、日程第４、選挙第２号、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第10条第１項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

当広域連合議会議長に 長谷川琢磨議員を指名いたします。

これにより、長谷川議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって長谷川琢磨議員が、議長に当選されました。

長谷川議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。それでは、

長谷川議長、議長席にお願いいたします。

○議長（長谷川　琢磨君）

　ただいま、皆さま方より御推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました長谷川琢磨でございます。皆さま方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう、努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【副議長の選挙】

○議長（長谷川　琢磨君）

　それでは、お手元に配付しました議場配付資料①の２ページの議事日程表第２号により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

　それでは、日程第５、選挙第３号、副議長の選挙を行います。

　お諮りいたします。

　選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

　（「異議なし」の声あり）

　御異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定いたしました。

　当広域連合議会の副議長に、山田成宣議員を指名いたします。これにより、山田議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

　（「異議なし」の声あり）

　御異議なしと認めます。よって山田成宣議員が、副議長に当選されました。

　山田議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

　ここで、当選されました山田副議長から、御挨拶をお願いいたします。

　山田成宣副議長。

○副議長（山田　成宣君）

　ただいま御指名をいただきました、箱根町の山田成宣でございます。副議長の要職につくこととなりました。長谷川議長様の補佐役として、議会が円滑に運営されますよう、努めてまいりますので、何とぞ過分の御指導いただくようお願いを申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川　琢磨君）

　ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（長谷川　琢磨君）

　次に、日程第６、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

　本件は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第５条の規定により、私から

指名いたします。
　お諮りいたします。
　お手元に配付いたしました議場配付資料①の３ページ、議会運営委員会委員名簿案のとおり、８人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、ただいま指名いたしました８人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。
　議会運営委員会条例第７条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、４階第３会議室にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後２時42分　休憩

午後２時58分　再開

【正副委員長互選の報告】

〇議長（長谷川　琢磨君）

　休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

〇書記長（光山　秀秋君）

　御報告いたします。議会運営委員会委員長、葉山なおし議員、副委員長、花田慎議員、以上でございます。

〇議長（長谷川　琢磨君）

　ありがとうございました。

【議席の指定】

〇議長（長谷川　琢磨君）

　次に、日程第７、議席の指定を行います。
　議席は、会議規則第３条第１項の規定により、議場配付資料①の５ページ、議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

〇議長（長谷川　琢磨君）

　次に、日程第８、会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、16番、大山学議員、及び18番、荻原健司議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】
〇議長（長谷川　琢磨君）
　次に、日程第９、会期の決定を議題といたします。
　お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日としたいと思います。
　これに御異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

【諸般の報告】
〇議長（長谷川　琢磨君）
　次に、日程第10、諸般の報告を行います。
　議場配付資料①の７ページから12ページの「例月出納検査の結果について」のとおり、令和４年12月分から令和５年４月分までの例月出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】
〇議長（長谷川　琢磨君）
　次に、日程第 11、一般質問を行います。
　一般質問は、議場配付資料①の 13 ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。
　白井正子議員の、発言を許可します。
　白井正子議員。
〇７番議員（白井　正子君）
　横浜市会選出、日本共産党の白井正子です。現在、物価高騰による食品や生活必需品、光熱費の値上げ、コロナ禍の影響が続くもとで年金は目減りし、高齢者の暮らしにとっては大変苦しいものとなっています。帝国データバンクの７月末の発表によると、８月に値上げの食品はさらに増え、パック牛乳など毎日配送されるもので物価上昇をより実感する品目が中心です。今年１月から８月までの食品値上げは累計で２万 4,423 品目、９月にはさらに増え、通年で前年を上回る見込みで、11 月まで含めると、累計３万 710 品目に上ります。さらに昨年 10 月からの後期高齢者の医療費窓口負担が２割負担となったことは大問題であり、医療・介護の負担増、消費税負担などで家計が圧迫されています。昨日の報道では、ガソリンの平均価格が 14 週連続値上がり、資源エネルギー庁によると、21 日時点のガソリン価格は、比較可能な 1990 年以降で最も高かった 2008 年の 185 円台に迫り、施設への送迎や買い物支援などをする家族や関係者など高齢者を支える側も、大きな負担となっていることが考えられます。高齢者の暮らしはますます深刻となっており、暮らしが立ち行かなくなることも懸念されますが、連合長として、高齢者の暮らしについての見解を伺います。

厚労省の資料では、後期高齢者の９割近くが、何らかの慢性疾患を治療し、６割強が２種類以上の慢性疾患を治療しています。命に関わる心疾患・脳血管疾患、認知症での治療は 70 歳以上で増えています。高齢者に特有の複数・長期・重度などの医療機関にかかる特性があり、昨年 10 月から窓口負担が２割になって、「受診する科を減らした」「通院回数を減らした」「薬の飲み方を自分で調整している」等、受診を控える方の声を聞いています。ある方は、注射と投薬による窓口払いが、昨年９月は 5,190 円でした。10 月の２割化により、同じ内容でも窓口払いが１万 1,074 円にもなりました。わずか１か月の違いで倍増の支払いになり負担の重さに驚いた。よくなる前に受診をやめようと思うと言われています。また、高齢者にとって大事なオーラルケアの歯科治療代も負担が増えたことにより、通院回数を減らした、定期健診のキャンセルや食費を削ってなんとか受診している、今でもぎりぎりのところで受診していた高齢者が今後受診できなくなる可能性があります。また今、世界的な気候危機の広がり、この夏の酷暑で、熱中症は高齢者にとって命にかかわる問題になっています。誰もが安心して医療を受けられるようにすべきです。75 歳以上の高齢者の窓口２割負担はやめるべきです。後期高齢者の命と健康に大きく影響している窓口負担２割実施の受診への影響をどう把握しているのか伺います。

次に、政府は、社会保障制度が、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心になっているとし、全世代型社会保障制度の実現で不均衡を解消するといいます。実際には、介護保険の給付を抑制すれば、家族介護が増えていくことになり、高齢者の社会保障費削減は、現役世代の負担を減らすものになりません。60 歳以上を対象とした政府調査では、今後力を入れて欲しい高齢者政策では医療、介護、年金が最も多く、今後の社会保障水準の向上、維持が７割を占め、下がってもやむを得ないは１割に過ぎません。高齢者への社会保障費を充実することこそが、現下の優先課題であると考えますが、国の社会保障費削減路線について見解を伺います。また、社会保障費削減ではなく、充実へと転換させることを国に求めるべきと考えますが、連合長の見解を伺います。

次に、マイナンバーカード、マイナ保険証をめぐって個人情報流出や医療へのアクセスが制限されるトラブルが全国で多発しています。特にマイナ保険証については、自治体で他人情報がひも付けられた、また、医療現場でマイナ保険証が読み取れない、健康保険証とマイナ保険証とで負担割合が相違、他人情報の閲覧など、医療事故にもつながりかねない事態です。７月に所沢市で行政からのお金が別人の口座に振り込まれる事案が後期高齢者医療制度で発生し、厚生労働省は自治体に対して改めて点検を求められ、当広域連合では三浦市で別人登録が明らかになっています。このままマイナ保険証やオンライン資格確認の運用を続ければ、被害が出続けるリスクがあり、停止すべきです。連合長はマイナ保険証をめぐるトラブルの実態及び対応をどのように把握しているのか伺います。

そして、マイナンバー法等一部改定により健康保険証を廃止することは、マイナンバーカード取得を事実上強制するものです。法律上任意で発行されているカードを、国民生活にとって不可欠な健康保険証に代替させること自体がそもそも無理な話です。さらに、マイナ保険証で

資格確認ができない場合は無保険扱いとなり、医療アクセスが妨げられます。とりわけ医療・介護が必要な高齢者、障害者など、あってはなりません。カードを持っていない人も保険診療を受けられるよう代替措置として資格確認書を出すとしていますが、有効期限は１年で、毎年の申請が必要となり、申請しない、できない人は保険診療へ繋がらず、憲法 25 条に基づく医療を受ける権利が侵害され、国民皆保険制度の基盤が崩されることになります。世論調査では「延期・中止」が７割を超えています。国民も、患者も医療機関も望んでいないマイナンバーカードと保険証の一体化は直ちにやめ、これまでどおり、健康保険証をそのまま残すべきです。後期高齢者のマイナ保険証利用の課題では、カードの紛失や破損、暗証番号がわからない、保険料を払っているのに本人確認できず窓口でトラブルが発生しているなど、不完全なシステムを押しつけてきたツケを医療機関や患者に払わせることはやめるべきです。これまでどおり健康保険証を存続させ、高齢者が、医療から排除されることがないよう受療権を守る立場から、来年秋の健康保険証廃止の中止を求めるべきと考えますが見解を伺います。

○議長（長谷川　琢磨君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地　克明君）

まず、物価高、コロナ禍での高齢者の暮らしについて、回答いたします。健康保険法等の一部改正による、令和６年度からの新たな保険料負担に対しては、約６割の方については制度改正に伴う負担増が生じないように配慮されることと伺っております。当広域連合としましては、今後も後期高齢者の方々が、安心して医療を受けることができるよう、医療保険者として責務を果たしてまいります。

次に、窓口負担２割実施の影響について、回答いたします。２割負担導入による受診への影響を把握することについては、国において、所得に応じた受療状況の分析が可能となるよう全広域連合の医療費データの収集が進められ、今後、どのような影響があったのか分析していくとされていますので、国の分析結果を注視してまいります。

次に、国の社会保障費について、回答いたします。全世代型社会保障制度における国の考え方は、少子化を克服し、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援することを求めています。また、現役世代の減少による負担の公平性から、高齢者負担率の引き上げは、持続可能な社会保障制度を維持するため、やむをえないものと考えております。社会保障費については、後期高齢者医療制度の安定した運営のため、全世代型社会保障制度の構築を含め、財源の確保が重要であると認識しております。

次に、マイナ保険証をめぐるトラブルについてと来年秋の保険証廃止については、関連がありますので一括して回答いたします。国においては、令和５年６月に、いわゆるマイナンバー法において、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の保険証を原則廃止するとしたところです。しかしながら、オンライン資格確認において、システムの不具合などにより正確な情報が取得できない事象が発生していることを、当広域連合も医療機関や被保険者からの

問い合わせにより把握しております。そのため、再発防止や情報提供の徹底などを、神奈川県、県内保険者との連名で、国に対し要望を行ったところです。一方で、マイナ保険証とすることで、被保険者の過去の健診・医療データに基づいた質の高い医療や、正確な情報による適切な医療を効率的かつ迅速に提供できる大きなメリットがあるとされております。さらに、医療機関や保険者においても、資格過誤による未収金の問題の解消など、事務負担の軽減につながるものと認識しております。現在、国においては、様々な問題における総点検を行うと同時に、資格確認書を職権で交付することを可能とするなど、信頼回復・不安払拭に向けたきめ細かい対応を徹底するとしたところです。当広域連合としましては、すべての被保険者が安心して受診できる医療保険制度の構築に向けて、適切に対応してまいります。

〇議長（長谷川　琢磨君）

よろしいでしょうか。

【令和４年度債権放棄の報告について】

〇議長（長谷川　琢磨君）

次に、日程第12、報告第１号、令和４年度債権放棄の報告についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

〇事務局長（青木　一広君）

報告第１号について、御説明申し上げます。議案説明資料の１ページ、資料１を御覧ください。１、趣旨ですが、神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第１項の規定により、令和４年度に放棄した債権について、同条第２項の規定により御報告いたします。次に、２、債権放棄の内容ですが、債権の名称は、損害賠償金、放棄した債権の額は、２万1,637円、放棄した債権の件数は１件でございます。債権を放棄した理由ですが、条例第13条第１項第４号の時効期間の満了に該当したものでございます。説明は以上でございます。

【令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

〇議長（長谷川　琢磨君）

次に、日程第 13、認定第１号、令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

〇事務局長（青木　一広君）

認定第１号について、御説明申し上げます。一般会計の決算につきまして、地方自治法の規定に基づき監査委員の決算審査に付し、意見書の提出がありましたので、議会の認定をいただきたく提案するものです。議案説明資料の３ページ、資料２を御覧ください。１、令和４年

度決算の収支ですが、収入総額49億5,711万8,641円、支出総額44億1,074万7,223円、収支差引残額は、５億4,637万１,418円となっています。

次に、２、歳入についてですが、項目ごとの決算額は（１）の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の右下の欄になりますが、歳入全体で６億 2,095 万７千円、14.3 パーセントの増となっています。

続いて、（２）歳入の主な増減ですが、分担金及び負担金は、被保険者数の増加に伴う各種経費の増加により、1,333 万２千円の増、国庫支出金は、窓口負担２割導入経費に係る特別調整交付金が増加したことにより、３億9,632万７千円の増、繰入金は、被保険者証一斉更新や高額療養費の配慮措置に係る支給申請業務等の実施に伴い、財政調整基金を繰り入れたことから、５億4,264万９千円の増、繰越金は、前年度剰余金の減少により、３億3,126万９千円の減となっています。

１枚おめくりいただき、４ページを御覧ください。３、歳出についてですが、項目ごとの決算額は（１）の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の右下の欄になりますが、歳出全体で６億7,619万６千円、18.1パーセントの増となっています。

また、（２）歳出の主な増減ですが、広域連合運営管理費が、庁内システム機器更改等による委託料の増加により、３億6,468万６千円の増、資格管理事業費は、２回の被保険者証一斉更新に係る通信運搬費等、費用の増加により、８億364万９千円の増、給付関係事業費は、高額療養費の口座登録事前勧奨に係る業務等に係る通信運搬費等の増加により、４億 5,080 万２千円の増、財政調整基金費は、翌年度に被保険者証の一斉更新がないことによる積立金の減により、２億5,911万９千円の減となっています。

次に、４、基金の状況ですが、財政調整基金について、被保険者証一斉更新経費等として、５億4,264万９千円を取り崩し、前年度剰余金等として、３億3,624万2,067円を積み立てたことから、令和４年度末の残高は、17億2,208万５千円となっています。

次に、５、剰余金の状況ですが、収支差引残額５億 4,637 万 1,418 円は、令和５年度に繰越しますが、そこから、国等へ返還予定の精算見込額を差し引き、残りの５億 4,636 万 9,964 円を財政調整基金に積み立てる予定です。

なお、別冊の議案書の３ページに議案書を、また、別冊資料として決算書及び附属書類、及び主要施策の成果説明書、並びに監査委員からの決算審査意見書を提出させていただいておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川　琢磨君）

認定第１号について質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

認定第１号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○７番議員（白井　正子君）

県内の 33 市町村全てから支援金や拠出金が出されていますから、全市町村から審議に加わ

れるよう議員定数を現行の 20 人から増やし、また、発言時間一人１日 15 分という制限も改善すべきです。マイナンバーの運用自体に賛成できないことから、認定できません。

○議長（長谷川　琢磨君）

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第１号を認定することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は認定することに決定しました。

【令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（長谷川　琢磨君）

次に、日程第 14、認定第２号、令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木　一広君）

認定第２号について、御説明申し上げます。特別会計の決算につきまして、地方自治法の規定に基づき監査委員の決算審査に付し、意見書の提出がありましたので、議会の認定をいただきたく提案するものです。議案説明資料の５ページ、資料３を御覧ください。１、令和４年度決算の収支ですが、収入総額１兆 385 億 9,677 万 7,107 円、支出総額１兆 277 億 8,545 万 4,102 円、収支差引残額は、108 億 1,132 万 3,005 円となっています。

次に、２、歳入についてですが、項目ごとの決算額は（１）の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の右下の欄になりますが、歳入全体で 302 億 2,454 万円、3.0 パーセントの増となっています。

次に、（２）歳入の補足説明ですが、保険料納付金（現年度分）は、被保険者数の増加に伴い、前年度より 63 億 4,300 万２千円の増となっています。なお、令和４年度現年度分の保険料収納率は、対前年度比 0.1 ポイント減の、99.48 パーセントとなりました。市町村支出金のうち療養給付費負担金や国庫支出金、県支出金、支払基金交付金は、歳出の療養給付費等の増加により、前年度に比べ増加していますが、今後、実績に応じて精算または返還が行われるため、最終的な確定額は変動する見込みです。また、その他の収入については、前年度繰越金の減額により、145 億 8,966 万８千円の減となっています。

１枚おめくりいただき、６ページを御覧ください。３、歳出についてですが、項目ごとの決算額は（１）の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の右下の欄になりますが、歳出全体で 405 億 2,941 万９千円、4.1 パーセントの増となっています。

次に、（２）歳出の補足説明ですが、保険給付費は、被保険者数の増加、療養給付費等の増加に伴い、前年度より 540 億 9,428 万５千円の増となっています。また、参考として、関連す

る数値の推移を表で掲載しています。令和４年度の数値につきましては、それぞれ一番右の欄ですが、一つ目の表の平均被保険者数は、対前年度比 4.1 パーセント増の 122 万 4,571 人、三つ目の表の神奈川県の一人当たり医療費は、1.9 パーセント増の 89 万 795 円となっております。その結果、二つ目の表にお戻りいただき療養給付費等の額は、5.7 パーセント増の 9,950 億円となりました。

次の７ページを御覧ください。基金積立金については、剰余金積立金の減額により、また、諸支出金については、国等への償還金の減額によりそれぞれ前年度よりも減となっています。

次に、４、財政運営期間の状況ですが、令和４年度は、財政運営期間の１年目にあたりますが、保険料算定時の見込みと実績を比較した表を掲載しています。歳出の療養給付費等については、上から三つ目の表にありますが、被保険者数が見込みを下回ったことなどから、保険料算定時の見込みより 0.6 パーセント減の 9,950 億円となっています。また、歳入の保険料収納額等については、四つ目の表にありますが、被保険者数が見込みを下回ったことなどから、保険料算定時の見込みより、0.1 パーセント減の 1,331 億円となっています。

１枚おめくりいただき、８ページを御覧ください。５、基金の状況ですが、（１）後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金については、療養給付費等に要する費用として、75 億 3,137 万円を取り崩した一方で、前年度剰余金など、75 億 4,348 万 2,217 円を積み立てたことにより、令和４年度末の残高は、161 億 8,051 万６千円となっています。

次に、（２）保健事業等支援基金については、保健事業費に要する費用として、２億円を取り崩したこと等により、令和４年度末の残高は、19 億 7,583 万４千円となっています。

次に、６、剰余金の状況ですが、収支差引残額 108 億 1,132 万 3,005 円は、令和５年度に繰越しますが、そこから、国等へ返還予定の精算見込額を差し引き、残りの 36 億 8,694 万 5,355 円を先ほど申し上げました、療養給付費等支払準備基金に積み立てる予定です。

なお、別冊の議案書の５ページに議案書を、また、別冊資料として決算書及び附属書類、及び主要施策の成果説明書、並びに監査委員からの決算審査意見書を提出させていただいておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川　琢磨君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、15ページの議案関連質問発言通告表のとおり、認定第２号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○７番議員（白井　正子君）

高すぎる保険料による会計での決算であり認定できない立場から質問します。まず、次期の保険料算定にあたっては、負担割合の引き上げ、出産育児一時金への拠出などの法改定による保険料引上げの要因があります。ますます苦しくなる高齢者の暮らしは、これ以上の負担には耐えられません。これまで行われてきた剰余金の最大限の活用に、さらに加えて東京都など他

の自治体のように神奈川県や県内市町村に財源拠出の協力を得る、財政安定化基金の活用等で、保険料を極力引き下げる努力をすべきと思いますが、お考えを伺います。

また、さらに、保険料引き下げのためには、健康診査の充実などで今後見込まれる医療給付費の増加を抑えることが重要です。「健康診査をお忘れなく」と呼び掛けている広域連合発行の情報紙では、健診を受けた方の一人当たり医療費は、受けてない方よりも低額で、健診により、生活習慣病などの早期発見ができるため医療費の減額につながると考えられるとしています。県内75歳以上の方で2020年度に多かった生活習慣病の１位が高血圧症、２位が脂質異常症、３位が糖尿病となっており、３大疾患は心臓病や脳血管疾患のリスクを上げる、糖尿病は高血圧症を引き起こしやすい病気、糖尿病と高血圧症が合併すると腎症の発症や重症化が危惧されると、わかりやすく示されています。

また、高齢期の健康診査は、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を早期に発見し重症化を防ぐとともにフレイルのリスクをいち早く見つけて対処するために、とても重要としています。当広域連合が実施している歯科健診は、75 歳に達した方に無料で、歯や歯肉の状態だけでなく飲み込む力も含めた口全体の健康状態を確認する健診となっており、また、2022、23 年度の２年間、横須賀市、鎌倉市、三浦市の３市でのモデル事業として、歯科健診の結果により必要とされた方に、管理栄養士等専門職が訪問して食事相談に乗ることも行われており、22 年度は５名の方に行われています。今後の全県での実施に当たっては、より多くの方が食事相談を受けられる仕組みへと改善が求められます。健康診査、歯科健診の拡充には当広域連合の保健師等専門職のかかわりが大きくなっています。そこで、保険料に影響する一人当たり医療費の減額につながると考えられている健康診査については、高齢者向けに、歯科健診で飲み込む力を見る項目を加えてあるように、さらに聴力など項目を加え、自治体及び連合からの受診の呼び掛けを高齢者に寄り添った方法に工夫するなど、保健師など専門職の体制をより厚くして行うことが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（長谷川　琢磨君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地　克明君）

まず、保険料を引き下げるため、剰余金の活用、県、市町村の協力、財政安定化基金の活用について、回答いたします。保険料の負担増を緩和するため、これまでも特別会計剰余金を活用してきており、次期財政運営期間についても活用する予定です。県や市町村に対して、当広域連合への更なる財政支援を求めることは、県民の皆さまの新たな負担につながることから、困難であるものと考えております。財政安定化基金については、保険料算定に向けて、県と協議の上、被保険者にとって有益な活用方法を検討してまいります。当広域連合としましても、保険料の増加抑制に努め、また、医療費適正化、保健事業の推進により、医療費抑制にも努めてまいります。

次に、健康診査の実施について、回答いたします。後期高齢者の健康診査の項目につきまし

ては、国の調査・研究により指定されておりますが、事業の主体である市町村ごとに、地域の実情に合わせて項目を追加し、健康診査を実施しております。受診の周知、啓発につきまして、当広域連合では、令和４年度には、新たに、路線バス内のポスター掲示を行っており、今後とも効果的な広報の手法を検討しながら、受診率の向上を図ってまいります。また、当広域連合では、現在、４人の保健師を配置しており、市町村の保健事業に対する支援、連携等を担っております。引き続き、安定的な人材確保に取り組み、今後とも適切な体制を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

〇議長（長谷川　琢磨君）

よろしいでしょうか。

認定第２号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第２号を認定することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

〇議長（長谷川　琢磨君）

次に、日程第15、同意第２号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。」とありますので、８番、加藤孝明議員の退席を求めます。

事務局に提案理由の説明を求めます。

青木事務局長。

〇事務局長（青木　一広君）

同意第２号について、提案理由を御説明申し上げます。議場配付資料①の17ページを御覧ください。広域連合議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに加藤孝明議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。加藤氏の略歴は、18ページの履歴書のとおりでございまして、監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（長谷川　琢磨君）

同意第２号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第２号に同意することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は同意することに決定しました。

退席中の加藤孝明議員の入場を許可します。

ただいま選任同意をしました、監査委員の加藤孝明議員から、御挨拶をお願いします。

加藤孝明議員。

〇８番議員（加藤　孝明君）

ただいま、議員の皆さま方から御賛同をいただき、監査委員に就任しました加藤孝明でございます。１兆円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性と重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から、職務を全うしてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長（長谷川　琢磨君）

ありがとうございました。

【陳情】

〇議長（長谷川　琢磨君）

次に、日程第16、陳情第２号「従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情」についてを議題といたします。

議場配付資料①の19ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後３時41分　休憩

午後３時58分　再開

【委員長報告（陳情）】

〇議長（長谷川　琢磨君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、陳情第２号「従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情」について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

葉山なおし議会運営委員会委員長。

〇議会運営委員会委員長（葉山　なおし君）

ただいま議題となりました陳情第２号について、議会運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。議場配付資料②の１ページを御覧ください。委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、陳情第２号については、不採択とすべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

〇議長（長谷川　琢磨君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件について、伊波俊之助議員から討論の通告がありましたので、発言を許可し

ます。

伊波俊之助議員。

○１番議員（伊波　俊之助君）

横浜市会議員の伊波俊之助でございます。陳情第２号について、不採択とすべきとの立場から発言させていただきます。

政府としては、現行の被保険者証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提としており、マイナンバー総点検本部において今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を着実に実施していくこととされています。また、マイナンバーカードを保有していない方や、マイナカードの保険証利用登録をしていない方全員に資格確認書を発行するとしていることから、必要な時に必要な医療にアクセスできる安心した医療保険制度が維持されるものだと認識しています。今後、マイナ保険証をはじめとした医療ＤＸの推進により、被保険者や医療現場にとって更にメリットを感じられるような、質の高い効率的な医療の実現につながります。このようなことからマイナ保険証の推進に賛成いたします。

○議長（長谷川　琢磨君）

次に、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○７番議員（白井　正子君）

神奈川県保険医協会より出された、従来型健康保険証の存続を求める意見書を当連合議会から提出するよう求める陳情です。趣旨に述べられているのは、現行保険証の券面とマイナ保険証で受診した患者の確認画面で、患者の負担割合に相違があるという制度の根幹にかかわる問題です。会員医療機関へのアンケートでも不具合は医科で 15.9 パーセント、歯科で 6.4 パーセントが経験していることが明らかになり、医療現場は大変混乱しているとして、まさに現場に多大な迷惑をかけていることが伝わってきます。また、県保険医協会から、伺ったところによると、保険証廃止に伴う介護現場、高齢者施設への影響調査の結果では、利用者、入所者の健康保険証を管理している高齢者施設では、マイナ保険証管理は職員に多大な負担がかかり管理できない、健康保険証が廃止されると医療へのアクセスが困難を抱えると悲鳴があがっているということです。さらに家族や高齢者本人からは、手続きに必要なＩＴ機器が使えない、理解できない、紛失や更新切れ、破損などへの対応が困難と不安や不満の声があがっています。システム障害や電源喪失時は、マイナ保険証は機能せず、非常事態や災害時に役立ちません。現行の保険証を残すことが国民全体の安心につながることはあきらかです。趣旨には、マイナンバーカードが任意取得である大前提に照らしても、従来型保険証の原則廃止は妥当ではなく、我が国の医療制度最大の特徴である国民皆保険制度の存続も危ぶまれます。とりわけ、医療にかかる機会が多く、デジタル対応へのサポートも要する後期高齢者にとっては、現行の保険証がなくなることは命と健康に直結する問題です。廃止延期や更新期限の延期では、根本解決とはなりません。現行の保険証を残すことが国民の安心につながりますとしています。医療現場からの切実な求めであり採択すべきです。

○議長（長谷川　琢磨君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第２号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（　賛成者起立　）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（長谷川　琢磨君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の３ページから５ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（長谷川　琢磨君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（長谷川　琢磨君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

上地広域連合長。

〇広域連合長（上地　克明君）

本定例会の閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、限られた時間の中ではございましたが、皆さまには、熱心な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。私の広域連合長としての任期は、今月 29 日で満了となります。この間、皆さまからの温かい御指導や御協力をいただき、無事に務めを果たすことができましたこと、この場をお借りして、心から御礼申し上げます。

振り返りますと、やはり開会の御挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルスへの対応が、大きく記憶に残っています。我が国のみならず、世界的規模での未曽有の感染症に対し、感染拡大を防ぎ、命と健康を守ることに加え、現在の高度化された社会機能を維持していくという相反する事項を両立させていかなければならない難しいかじ取りを求められました。本広域連合においても、特に心配された高齢者の方の命を守るため、国、県、市町村と連携を密にし、職員も一丸となり、その時、その時に応じた、最適と思われる対応を、実施してまいりました。評価は、様々にあるとは思いますが、これまでの経験は、必ずや将来における施策の一助になるものと、感じております。議員の皆さまには、改めまして、これまでの本広域連合への、御理解と御協力に、心からの御礼を申し上げる次第です。次期広域連合長は、茅ヶ崎市の佐藤市長が務められます。議員の皆さまには、今後とも、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に向けた変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〇議長（長谷川　琢磨君）

これをもちまして、令和５年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力いただき、誠にありがとうございました。

午後４時10分　閉会

○議決結果

議　案	件　名	結果
認定第１号	令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第２号	令和４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
同意第２号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第２号	従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨　時　議　長　　田村　俊二

議　　　　　長　　長谷川　琢磨

議　　　　　員　　大山　学

同　　荻原　健司